

建荷協長野県支部通信

〒380-0872 長野市妻科426-1 長野県建築士会館4F TEL 026-232-2880 FAX 026-232-6606 http://www.sacl-nagano.jp

第3巻 第3号

発行日 平成27年10月1日

1 特自検強調月間(11月1日~30日)を取り 組みましょう

平成27年度の「特自検強調月間」は、昭和60年に開始されてから31回目を迎えます。本年度は「特自検 安全作業の第一歩」をスローガンとして実施します。

検査を実施する事業者は適正な検査 の実施と検査体制を見直し、ユーザーは 所有する機械が適正な検査・管理が行 われているか見直すことにより、特定自主 検査が適正に行われ機能することを目標 に周知・徹底いたします。

<各事業者の実施事項>

(1)登録検査業者及び事業内検査を行う 事業者:①それぞれの別添「特定自主検 査業務点検表」を使って、自社の特自検 業務の実施体制・検査者・検査機器・標 章・台帳・記録表等の管理について、業 務点検を実施する。 ②検査業者は、顧客に対して特自検の 実施が定着するようPRする。

(2)建設荷役車両のユーザー及びリース・レンタル業者:①特自検が適正に実施されているか②特自検実施済み標章の貼付のない機械がないか③特自検記録表の検査結果とその補修措置が行われているか、確認する。

<巡回指導の実施>

長野県支部では、強調月間を中心に、各地域協議会各地区の会員検査業者が、非会員検査業及び事業内検査事業場も含めて巡回指導にあたり、特定自主検査の実施・管理状況を点検し、問題のある場合には改善を指導しております。これにより、強調月間の趣旨はより効果的に推進されます。



プロボルト楽々ロック: 手早く安全にプロボルトを固定し、取り外すための治具(平成27年**考案賞銀賞**:本部ホームページをご参照ください。)

目次:

特自検強調月間(11月1 日~30日)をとりくみま しょう	1
フロン排出抑制法が改正 されました	2
研修事業順調に進行	3
常任役員会開催される	4
事務局だより	5

2 フロン排出抑制法が改正されました

「フロン回収・抑制法」が改正され、「フロン排出抑制法」として、平成27年4月1日から施行されております。

代替えフロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い地球温暖化効果を持つことから、その防止のため、排出を抑える必要があります。このため、「フロン回収・抑制法」が「フロン排出抑制法」として改正されたものです。

建設機械やフォークリフト等建荷協で 扱っている**建設荷役車両のエアコンディ** ショナーは「第一種特定製品」となり、そ の「管理者」(所有者)には設置、使用、 **廃棄についての管理が**義務付けられました。(高所作業車等「自動車リサイクル 法」対象車両は除く。)

まず、「3か月に1回の簡易点検」を実施 し、その結果を保存しなければなりませ ん。 建荷協では「簡易点検表」を作成し ておりますのでご利用ください。(当支部 ホームページをご参照ください。)

また、フロン類の充填・回収を行う場合 には登録が必要です。詳しくは所轄窓口 の長野県環境部資源循環推進課(026-235-7164)にお問い合わせください。

ハイライト:

- 第66回全国労働衛生週間 (10月1日~7日)が実施されて います。
- 「特自検強調月間」が実施されています。(別添「特定自主 検査業務点検表」にてご確認 ください。)
- 平成28年度の考案賞を募集中です。申込様式等は当支部ホームページをご覧ください。

全国労働衛生週間(10月1日~7日)

9月の準備月間には各社労 働衛生に関するお取り組みを されたことと存じます。

今年の週間スローガンは

「職場発! 心と体の健康 チェック はじまる ひろが る 健康職場」です。

腰痛予防対策やメンタルへルス対策、溶剤、薬品への暴露防止対策など、各職場の特性に応じて見直しを行い、教育を実施しましょう。

実施要綱等については、支 部ホームページをご参照くだ さい。

「見える化」とは「見せる 化」であり、「見せよう」 と意志しなければ実現 できない。

Q&Aコーナー

■:建機工の移動式クレーン定期自主検査者資格でクレーン機能付き油圧ショベルのクレーン部分の定期自主検査を行ってよいか?また、マグネット付きのアタッチメントの付いた油圧ショベルは移動式クレーンとしての定期自主検査が必要か?

▲:建機工((一社)日本建設機械工業会)は法定の要件を満たした検査者研修を行っており、その修了資格でクレーン機能部分についての定期自主検査ができます。同検査済みステッカーは、建機工、建荷協どちらのものでもよいです。

リフティングマグネットを装着した油圧ショベルは移動式クレーンとして扱う旨、厚労省より通達が出されており、移動式クレーンとして定期自主検査を実施し、検査済みステッカーを添付する必要があります。

3 研修事業順調に進行

険の見える化(リスクアセスメント)セミナーが、8月4日、ポリテクセンター松本で行われました。セミナー参加者は10名で、「わかり易かった」「だいたいわかった」という感想が述べられる一

し、使いやすいモデルとして行きます。

地・運搬・積込み用・掘削用及び 解体用機械の検査者資格取得

研修が、9月7日~9日にかけて、長野地 域職業訓練センターで行われました。研 修参加者 は17人 で、写真 は実習の 模様で す。



地・運搬~解体用機械の能力向 上教育が、9月25日、ポリテクセンター松本で行われました。研修参加者は50名で、締切日前に定員に達し、盛況

でした。 写真は 研修の 模様で す。



4 常任役員会開催される

平成27年度の第1回常任役員会が、9 月15日、ホテル国際21で開催されました。

8月末現在での事業の進捗状況(研修、地域協議会(巡回指導)、経理等、 本部監査(研修業務)について報告されました。 本部監査の指摘に基づき、支部研修業 務規程制定(案)について提案がなされ、 了承されました。

また、平成28年度総会における表彰候補について提案がなされ、基本的に了承されたほか、法改正等の動向についても報告がなされました。

5 事務局だより

製材工場で、製材機の保守管理会社の社員Aが、製材会社の社員数人と製材機に挟まった木くずを取り除き、作業後の状況をAがカメラで撮影するなど点検・確認をしていたところ、製材会社の社員が機械を始動させて、Aが巻き込まれ死亡した、という事故があった。

おそらく製材機の整備・修理等の作業であったのだろう。 保守管理会社の社員Aの指揮によってこの作業が行われ、最後にA自身が点検・確認を行っていたと思われる。目の前の危険な場所に人が見えなかった製材会社の社員が機械を稼働させてしまった。

製材会社の社員には危険が「見えて」 いなかったが、指揮者のAにも「見えて」 いなかった。コミュニケーションの問題で ある。

隠れている危険を「見える」ようにする、 危険が「目に飛び込んでくる」状態を作り 出すことが「見える化」である。「見える化」 とは「見せる化」であり、「見せよう」と意志 しなければ実現できない。

「点検中!稼働禁止」のような表示が機械のスイッチに掛けられていれば、不幸なコミュニケーションの齟齬は防げたであるう。



特定自主検査業務点検表 [検査業者用]

BP-YC-02-B

検査業者名						点検年月日	年	月	日
登録番号	第	号	区分	本社 ・	検査事務所	点検責任者 職氏名			
検査事務所名						点検者 職氏名			

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。 判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は - 」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

Γ-		を	それ	ぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。						
区	分	No.		項目	判定	備考				
		1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している							
	2 検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている 検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している									
	制	4								
		5								
組		6								
織	報生	7		特定自主検査実施状況報告書を労働局長(大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣) に提出している(4月1日~翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。)						
• 管	告		_							
理				教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している 教育内容 判定 研修・教育						
				社	\vdash					
	教	Q		建业此力向上数套						
	育	O		一						
				の						
				他						
Н		9	 							
		·		検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができ						
掉	3			る機械等に変更はない						
力	•	11		検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している						
		12		検査業者銘板を見やすい場所に掲示している						
		13		検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている						
		14		検査員名簿を備えている						
			* -	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる 登録の有無 人数	判定					
				フォークリフト 有・無						
				不整地運搬車 有 · 無						
枸	ją	15		車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用) 有・無						
垄	Ē			車両系建設機械(基礎工事用) 有・無						
丿	į			車両系建設機械(締固め用) 有・無						
				1117//CBA/M/A (1.7.7.1.11BA/H/)						
		16		高所作業車 <u>有・無</u> 検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している						
		16 17	-	検査員の過去3年间の異動、返職等の経過を記録している 過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている						
		18		- 過去る年间の検査員の賃格証の多しをファイルしている 検査資格者を明確にするために検査員標識(ワッペン、腕章等)を装着している						
		19		<u> </u>						
				業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない						
		21	l .	・各検査事務所(統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号)						
		22	*	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類						
		23	*	・検査料の額及び収納方法に関する事項						
業	業 ,									
彩料		25	*	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項						
	規 25 * _ ・特定目王検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項 程 26 * ・休日、営業時間、検査場所									
1	27 * ・出張検査の要領									
28 ・検査済標章の発行及び管理										
		29	29 ・記録表(検査結果証明証)、検査済標章の再発行							
		30		業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長(大臣登録検査業者にあって						
<u></u>		50		は厚生労働大臣)に報告している						
				© 2013 公益社団法人 建設	# 40. + -					

X	分	No.	Na.│ 項 目					
		31		検査機器台帳を備えている				
		32		検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である				
				検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある				
杓	负	33			+6.44.16.34			
星	Ĭ			台数 判定 整備状況 台数 判定	整備状況			
杉	笺			①圧力計 ディーセ [*] ル用 ⑤油圧計				
岩	뭄			(コンプ゚レッションケ゛ージ) ガソリン用 ⑥電圧計				
				②回転計				
				③シックネスゲージ ⑧探傷器(又はカラーチェック等)				
				④ノズルテスター				
		34		標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている				
村 了	负	35		標章受払い簿を備えている				
	1	36		標章の貼付位置は適切である				
为村	Ŧ	37		標章受払簿の残数と現物が一致している				
根	景	38		標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している				
E	芦							
-		39		年末残数の廃棄処理を適切に行っている				
	Last	40		標章の受払は適正に記載されている				
	標章	41		受入数、払出数、残数に差異がない				
	受	42		月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である				
	払	43		廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている				
	簿							
		44	*	3年間保存している				
	特字	45		証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている				
	定自	46		記載事項に漏れがない				
	主	47		標章払出後、長期間未記載(仕掛り)のものがない				
	検			検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている				
	查台	48						
	帳	49		再発行の場合、再発行受領書を受領している				
	•	50		検査料金は業務規程どおりである				
	検査	51		一人一日あたりの検査台数は適正である				
	料料	52		汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している				
	収	53		紛失した標章は、紛失理由を記載してある				
	納		26	3年間保存している				
帳	簿				-			
fortan		55		特定自主検査記録表(検査結果証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファ イルされている				
簿	特	56						
等	定点			記載事項に漏れはない				
71	自主	57	*	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所				
	検	58	*	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号				
	查	59	*	特定自主検査実施年月日				
	検査	60	*	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している				
	記	61		検査事務所責任者名が自署・押印している				
	録	62	*	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない				
	表			該当しない箇所は「該当なし(一)」が記されている				
	検	63						
	査	64		適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している				
	結	65	*	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している				
	果証	66		安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するよう				
	明明			に要請している				
	証	67		記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている				
)	68		定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している				
	69 * 3年間保存している							
	日 70 作業日報と記録表(検査結果証明証)で検査員および検査日が一致している 報 71 3年間保存している							
<u> </u>	LIX	11		3年間保存している				
糸	総							
	合 							
#	[]							
	É							



特定自主検査業務点検表 [事業内用]

事業内検査を行う事業者は労働安全衛生法に基づき、自社における特定自主検査を適正に行わなければなりません。

この点検表は、現に、自社で行っている特定自主検査が適正に実施されているかどうか、自己点検をする為のものです。

特定自主検査が適正に行われるよう、常に心掛けていただくことはもちろんですが、この点検表を使って、少なくとも年1回(例えば、11月の特定自主検査強調月間行事の一環として)、自社の特定自主検査の実施状況をチェックしてください。点検の結果、不適正な項目がありましたら、直ちに改善するようにしてください。

検査実施事業所名				点検責任者 職氏名	
点検年月日	年	月	目	点検者 職氏名	

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。 判定欄には良の場合は「O」、否の場合は「x」、該当しない項目は「一」をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

		をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。 									
区分	No.	項 目	判定	備考							
<i>I</i> +-	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している									
体制	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している									
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している)								
組		教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している									
織		教育内容 判定 研修・教育									
管数		社内 * 検査者資格取得研修									
理教育	4	- - - - - - - - - -									
		で									
		の他 安全教育									
		管理セミナー									
+616	5	検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと									
機械		目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの)									
(D)	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている									
管	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している									
理	8	* 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を 行っている									
		- 17つくいる - 検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等	\$								
	9	9									
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある 人数	対 判定								
	11	フォークリフト									
	12	不整地運搬車									
検	13										
查	14	車両系建設機械(基礎工事用)									
者	15	車両系建設機械(締固め用)									
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)									
	17	高所作業車									
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している									
	19	- 過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている									
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している									
	21	検査機器台帳を備えている									
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である									
検	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある									
使 査		台数 判定 整備状況 台数 判別	整備状況								
機		①圧力計 ディーセ ル用 ⑤油圧計									
器		(コンプ゚レッションケ゛ージ) カ゛ソリン用 ⑥電圧計									
		②回転計	\perp								
		③シックネスゲージ 8探傷器(又はカラーチェック等)									
		④ノズルテスター ⑨磨耗ゲージ									

区	分	No.		項目	判定	備	考
		24		標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている			
柏	矣	25		標章受払簿を備えている			
	重	26		標章の貼付位置は適切である			
1) +	斉	27		標章受払簿の残数と現物が一致している			
位置	票	28		標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している			
	-	29		年末残数の廃棄処理を適正に行っている			
		30		標章の受払は適正に記載されている			
	標	31		受入数、払出数、残数に差異がない			
	章	32		月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である			
	払	33		廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている			
	簿	34		3年間保存している			
		35		標章番号順等系統的に記載されている			
		36		記載事項に漏れがない			
	4-005	37		再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。			
	標章	38		標章番号に欠番はない			
	貼			 汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している			
	付簿	39		粉失した標章は、紛失理由を記載してある			
	144	40					
		41		一人一日あたりの検査台数は適正である			
		42		3年間保存している			
		43		特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている			
帳		44	*	記載事項に漏れはない			
収支		45		メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号			
簿		46	*	特定自主検査実施年月日			
h-h-	特	47		<u>特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している</u>			
等	定自		•	機械責任者名が自署・押印している			
	主	48	sla	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない			
	検査	49	*				
	検	50		該当しない箇所は「該当なし(一)」が記されている カナランス			
	查記	51	.1.	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状			
	録	52	*	便宜の相木、共市が認められた固別は、国のに相修その他必安は相直をとり、正市な仏 態に修復している			
	表			重大な安全装備の未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとし			
		53		ている			
		54		検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている			
		55		定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している			
		56	*	3年間保存している			
			注	意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい			
	検			検査業者が作成した特定自主検査記録表(検査結果証明書)を所定の年数(3年間)保			
	査	57		存している			
	業検	58		検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、			
	查	50		正常な状態に修復した上で標章を貼付している			
幺	忩						
	シムコ						
+	<u>[]</u>						
泛	É						
1			-				